

2018年8月1日

各位

株式会社 みちのく銀行

「振り込め詐欺」被害等の防止を目的とした キャッシュカード等に関わるATM取引の一部制限の開始について

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、全国的に発生している「振り込め詐欺」被害等の防止の取組みとして、お客さまの大切な預金をお守りするため、キャッシュカード等にかかわるATM取引を一部制限させていただきます。

対象のお客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

これまで当行は、振り込め詐欺被害防止策として「ATMへの注意画面設定」、「注意喚起プレート」の設置、および青森県警察とのタイアップによる「預金小切手プラン」、「被害防止注意喚起人感センサーパネル」の設置などを実施してまいりました。

しかしながら、振り込め詐欺等による被害があとを絶たないことから、青森県警察からの要請に基づき本件に取り組むものです。

2. 概要

対象となる お客さま	下記①～②の全ての条件を満たすお客さま ①満70歳以上の方 ②過去1年間、キャッシュカード等に関わるATM取引 ^(※) で1日あたりの合計支払額が30万円以下の方
制限の内容	キャッシュカード等に関わるATM取引 ^(※) の1日あたりの合計支払限度額を30万円といたします。
開始日	2018年9月3日（月）

(※) キャッシュカード等に関わるATM取引とは、振込、振替、キャッシュカード（通帳を含む）現金支払が該当します。（なお、現金支払には、代理人カード、デビットカード支払のご利用を含みます。）

3. 取引制限の解除方法

取引制限の解除をご希望されるお客さまは、開始日以降に本人確認資料（運転免許証、健康保険証、年金手帳などの公的書類）、通帳またはキャッシュカード、お届印をご持参のうえ、当行本支店窓口でのお手続きが必要となります。

以 上